

令和4年度 東京都入札監視委員会第5回制度部会  
(一般社団法人東京空調衛生工業会との意見交換会)

令和5年2月1日

東京都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N6

【臼田契約調整担当課長】 それでは、定刻となりましたので、これより東京空調衛生工業会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきたいと存じます。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえた御意見、御要望を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。

東京空調衛生工業会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私、財務局契約調整担当課長の臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、出席者の御紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々を御紹介申し上げます。

初めに、堀田昌英様でございます。

【堀田部会長】 堀田でございます。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 東京空調衛生工業会の皆様につきましても、本来であればお一人ずつ御紹介させていただきたいところではございますが、時間が限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただきますと思います。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の五十嵐より一言御挨拶を申し上げます。

【五十嵐経理部長】 財務局経理部長の五十嵐と申します。本日は大変お忙しい中、皆様の貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

東京空調衛生工業会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

また、現下の物価高騰をはじめとした不安定な経済情勢の下において、協会並びに会員の皆様におかれましては、厳しい環境にありながらも、都の行う建設事業を支えていただき、誠にありがとうございます。

当方といたしましても、こうした社会情勢や品確法の趣旨などを踏まえ、入札契約制度に関する取組をしっかりと推進していかなければならないと認識しております。引き続き、建設業界における諸課題の解決を図りつつ、東京がさらなる発展を遂げるよう、皆様から現場の声をしっかりとお聞きしながら適切に入札契約制度の運営を行うとともに、工事における働き方改革の取組等を進めてまいりたいと考えております。

本日は、こうした様々な課題を解決するための重要な意見交換の場であると認識しております。入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、本日も専門的な見地から御意見、御質問等を頂戴できればと考えております。

それでは、限られた時間ではございますが、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】　　続きまして、東京空調衛生工業会の黒田会長より御挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【黒田会長】　　東京空調衛生工業会会長の黒田でございます。

東京都の皆様には、日頃より格別の御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、ここ二、三年、コロナで、対面でこういう機会はなかったのですけれども、こういう形でやっていただきまして、非常に感謝しております。

さて、当協会における最大かつ喫緊の課題であります働き方改革の推進及び国際情勢の影響等による資機材の納期遅延・価格高騰への対応につきましては、各企業の努力や業種の壁を越えた連携が重要であります。加えて発注者の御理解と御協力が必要不可欠でございます。今後も意見、要望をお聞きいただき意見交換会の開催を継続していただきますようお願いして、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】　　ありがとうございました。

それでは、本日の進行について御説明いたします。

まず、東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。

東京空調衛生工業会様から都に対しての入札契約制度全般に対する御意見、御要望等をお聞きいただきまして、都からそれに回答させていただくというように進めさせていただきます。

次に、報告事項になりますが、「入札契約制度改革本格実施後の状況（4年経過）」につきましてです。こちらにつきましては、本日御説明する時間は設けておりませんので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、時間も限られておりますので、フリートークでの意見交換は最後に一括して実施したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、資料の確認をさせていただきます。机上に、「令和4年度 一般社団法人東京空調衛生工業会との意見交換会」と書かれた資料を配付しております。資料がない方はいらっしゃいませんか。

また、本日の意見交換会につきましては速記録を取らせていただいております。議事の要旨を取りまとめたものを、御出席の皆様にご確認いただいた上で、後日、都のホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、都の入札契約制度等に関する御意見や御要望等について、東京空調衛生工業会様からお願いできますでしょうか。

【野口専務理事】 それでは、専務理事の野口ですけれども、私のほうから御説明をさせていただきます。大きく6つの項目について要望しておりますが、それぞれ説明させていただきます。

4ページのところですけれども、1つ目は工事発注量の維持継続についての要望でございます。こちらは少し補足させていただきながら説明させていただきます。

長引くコロナ禍も少しずつ収束へと向かっておりますけれども、この間、民間工事では、都市部における大型再開発が増えた一方で、中小規模の工事では、コロナによる休業、または売上げ悪化による計画の延期・中止といった厳しい状況も見られました。建設業は、都民生活や産業基盤を支える重要な役割を担っております。その安定的な成長のため、社会、生活基盤を整備、または維持する公共工事につきましては、継続的な発注量を確保させていただきますようお願いいたします。

2つ目は、分離発注方式の維持継続についてでございます。この要望につきましては、設備業界が一体となって、東京都のみならず、国や近郊の独立行政法人に対してもお願いしております。

端的に申し上げますと、設備専門の技術を有する企業が、発注者のニーズを直接把握し、責任を持って施工する分離発注方式こそ高品質の建物確保に最適であり、いわゆる品確法の趣旨にかなうものであると考えております。現在も原則として分離発注方式を採っていただいておりますけれども、近年、都内の自治体で一括発注が行われるケースが見られます。仮に技術者不足ということであれば、それを理由に安易に一括発注が行われないよう、都による技術支援・助言を行っていただきますようお願いいたします。

続いて、大きな事項の3番目といたしまして、入札契約制度についての要望でございます。

1点目は、1)となっておりますが、混合入札方式についてです。

混合入札におけるJV・単体別の受注件数の割合を見ますと、設備業種では単体での割合が大多数となっております。この点につきまして、中小企業の育成の観点から、より多くの中小企業がJVに参加する機会を増やしていくことが必要と考えております。つきましては、以下の御検討をお願いいたします。

中小企業の受注機会の確保等を図るため、都内の中小企業とJVを結成した場合の加点措置が拡充されておりますけれども、加点対象となる総合評価方式は設備業種では少なく、対象となる案件は拡大しておりません。このメリットを享受できるような形で、総合評価方式による入札案件の増大を検討していただくようお願いいたします。

次の2)主任技術者及び監理技術者の専任要件につきましては、こちらは所管が国交省であります。実情を理解していただき東京都からも御支援をいただきたいという趣旨で要望に上げております。

背景といたしましては、公共工事における新築工事の減少や退職等により有資格技術者

の減少が顕著になってきており、どの会社も技術者が不足し、専任配置に困難を来しております。そうした状況を踏まえ、専任要件を請負金額 4,000 万円以上から建築一式工事と同様の 8,000 万円以上に引き上げていただきたいというお願いでございます。

続く 3) の入札参加資格要件の緩和でございますが、民間工事の下請受注の占める割合が非常に高いことから、入札参加機会の増大のため、競争入札参加資格要件のうち施工実績について、下請での施工実績も認めていただきますよう検討をお願いいたします。

続いて、大きな項目の 4 番目、働き方改革の推進についてでございます。

冒頭、会長からも申し上げましたが、2024 年 4 月からは、建設業も時間外労働の上限規制が適用され、その対応に迫られております。担い手の確保・育成、労働条件・労働環境の改善等につきましては、基本的には各企業がそれぞれ取り組んでいかなければならないものと認識しておりますが、発注者側で対応していただかないと個々の企業レベルでは進まない、こうした案件について対応をお願いしたいというものでございます。

1 点目が、1) 長時間労働、週休 2 日への対応でございます。

建築工事における設備工事の特性ということにもなりますが、現在もなお前工程の遅れで、竣工時期が近くなってくると後工程となる設備のほうにしわ寄せが来て、そこでどうしても長時間労働の原因となるという実態がございます。東京都では週休 2 日モデル工事を実施していただいておりますが、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全工事を発注者指定方式による週休 2 日制適用工事としていただくようお願いいたします。

また、改修工事では、施工が休日や夜間等の制約がある場合が多いわけでございますが、その場合も発注者との打合せは平日の昼間といったように休みが取りづらい実態があることも私ども問題視しております。建築工事は、設備工事を含め民間発注者の占める割合が高く、週休 2 日制が定着するには、民間発注者の理解と協力が不可欠です。現場実態を踏まえた啓蒙、指導等を併せてお願いいたします。

続く 2) 適正な工期の設定、3) 適正な予定価格の算定、4) 計画的な発注につきましては、こちらはいずれも例年要望しているものでございまして、改めてこの場で詳細な説明はいたしません。働き方改革を円滑に進める上で必要不可欠であり、引き続き対応をよろしくお願いいたします。

続いて、大きな項目の 5 番目、資機材の納期遅延と急激な価格高騰への対応でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響や国際情勢の変化によって、原材料不足による資機材の納期遅延及び価格高騰が生じております。とりわけ資機材や電気・ガスなどの価格高騰は、企業努力だけでは対応し切れなくなってきております。ついては、以下の 2 点の要望をいたします。

1) の納期遅延による工期の延長等につきましては、適正な経費計上のみならず、労務工数増による労務費アップ等の計上を含め、迅速な協議及び対応をお願いいたします。

7 ページでございます。

2) は急激な価格高騰によるスライド条項の適用についてでございますが、申請手続きが煩

雑で難易度が高いと感じておりまして、中小企業では対応が難しく、申請を諦めてしまうケースもございます。申請手続の簡素化、実態に即した対応を推進していただくようお願いいたします。

また、スライド請求時の受注者負担額につきましては影響が大きいため、こちらにつきましては撤廃をお願いいたします。

さらに、スライド条項の適用対象に数量総括表で一式明示された内容は、申請を行っても除外されるように見受けられます。機械設備工事では、自動制御設備、都市ガス、特殊消火設備、医療ガス等が該当しますが、これら工事にも、当然、労務単価、材料単価等の要因がございますので、算出対象に加えていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、大きな項目の⑥、生産性向上に関する要望でございます。

生産性向上は働き方改革の重要な要素でもあり、当業界もICTの活用やDXの推進に努めておりますが、身近なところの無駄やロスをなくすため、以下の要望をいたします。

1) の設計図書の精度向上についてでございますが、現場施工に先立ち施工図を作成するに当たり、設計図書において関連工事との整合性が取れていない内容がまだまだ多く見られ、設計意図の確認作業や再検討をしなければならない事例が多く、受注者は多大な労力とコストを強いられております。他業種との整合性が十分に取れた設計図書を作成していただきますよう、お願いいたします。

2) の設計変更対応につきましては、施工中に設計変更が発生することは致し方ないことだと思いますが、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やされることが多く、実働工期のみならず、工事等の品質確保に影響を与えかねません。国交省では「ワンデーレスポンス」を掲げ、問題解決に向け迅速な対応を遵守する指針が示されていますが、東京都のほうでも、設計変更が生じた場合には、現場を待たせない、速やかに回答する、そういった全庁的な対応をよろしくお願いいたします。

要望事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【白田契約調整担当課長】      ありがとうございました。

それでは、ただいま頂戴いたしました御意見、御要望に関しまして、都の所管部署から順次回答を申し上げたいと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】      それでは、経理部契約調整技術担当課長の高柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の工事発注量の維持継続についてでございます。

契約担当としてはなかなか答えづらいところも正直あるのですが、この公共工事の発注につきましては、それぞれの事業所管局におきまして、事業計画に基づいて各事業の必要性ですとか優先度を見極めた上で、適切に実施されるものと認識してございます。こうした御要望につきましては、工事の発注を担います関係部署に申し伝えてまいりたいと考えてございます。

2点目の分離発注方式の維持継続についてでございます。

都におきましては、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など都民生活の向上に果たす役割を踏まえまして、分離・分割発注によって中小企業の受注機会の確保を図ってございます。業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えてございます。今後とも原則として、この分離・分割発注を徹底するように各局に周知をしてまいりたいと考えてございます。

また、都内自治体への助言についてでございますけれども、発注方式に関しましては、各自治体の責任の下に、それぞれの地域において抱える課題に応じまして適切に対応がなされているものだろうと認識をしてございます。都といたしましては、都内の自治体に対しまして都の取組などを参考として示すことなどを通じて、引き続き都内自治体の取組を支援してまいりたいと考えてございます。

続きまして、総合評価の話をいただきました。3番です。

都では、過度の低価格競争を抑制して中長期的に工事品質の確保を図るため、総合評価方式の適用を推進してございます。工事の発注に当たりましては、総合評価方式の適用について、工事内容、工事規模、発注時期などの諸条件を勘案しまして、それぞれの発注部局において判断をしてございます。引き続き工事内容などの諸条件を踏まえた上で、総合評価方式を積極的に適用するよう各局に周知をしてまいります。

続きまして、技術者の専任要件についてでございます。

監理技術者等の配置につきましては、御案内のとおり、建設業法において定められておりました。都においてもこれに従ってございます。専任要件の見直しがある場合には、国の動きをしっかりと注視しながら、都においても適切に対応してまいります。

続いて、入札参加資格要件の緩和についてというところでございます。

元請事業者は、工事全体の品質管理や工程管理、他業種との調整、発注者等との協議・調整など、工事の履行に当たりまして総合的な役割を果たしていく必要がございます。入札に当たりまして工事に必要な要件として施工実績を定めていく場合には、元請事業者としての実績を適切に設定して品質確保などを図ってございます。

【大藤機械技術担当課長】 続きまして、建築保全部機械技術担当課長の大藤でございます。よろしくお願いたします。

4番目の働き方改革の推進についての1)の長時間労働、週休2日への対応でございます。

財務局では、平成28年度から発注者が指定する土日を休みとするモデル工事の施工を開始いたしまして、週休2日の実現に向けて取り組んでまいりました。令和2年10月からは、グラウンド工事、解体工事において、受注者の希望に応じて休日を設定できるモデル工事を始めているところでございます。このことによりまして、例えば4週間の土日・祝日のうち4日間は休日とし、残りを平日に振り替えることが可能となることで、受注者は施工状況等に応じ、工程を柔軟に計画できるところでございます。改修工事につきましては、工事内容を踏まえ、週休2日の適用条件について検討していきたいと考えております。

2) の適正な工期の設定でございます。

工期設定に当たりましては、国の工期に関する基準を踏まえた適切な工期設定を行うこととしておりまして、具体的には新築・改築・増築の工期は、一般社団法人の日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用いたしまして、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整、検査期間等を考慮した日数を加え、工事に必要な期間を確保しているところでございます。また、監督員は設計図書に基づく工程の管理、施工状況の確認を行いまして、各工種間の調整を図って工程が遵守されるよう受注者に指示等をしているところでございます。

続きまして、3) の適正な予定価格の算定でございます。

予定価格につきましては、積算基準に基づき、適切に積算を行っております。積算に当たりましては、最新の公共工事設計労務単価及び資材価格を適用しておりまして、特に主要資材である鋼管類等につきましては、毎月、価格改正を行っております。改修工事においては、施工条件や工事内容を十分に検討いたしまして、予定価格を算定しているところでございます。今後も社会情勢や施工条件等を踏まえまして、適切に業務を行ってまいります。

【高柳契約調整技術担当課長】 続きまして、平準化の御要望をいただいているところでございます。回答を申し上げます。

都では、現場の稼働状況を平準化させるため、平準化率——これは年度の平均稼働件数に対します4月から6月の平均稼働件数の比率でございます。これを指標として導入してございまして、令和8年度末を目標とする具体的な目標値を業種ごとに定め、ゼロ都債や工期12か月未満の債務負担行為の活用、繰越明許費の効果的な活用を積極的に進めてまいります。引き続き、全庁を挙げて平準化に係る取組を確実に推進してまいります。

【大藤機械技術担当課長】 続きまして、5の1) の納期遅延についてでございます。

資材不足等で工期に影響を与える状況が生じた場合は、受発注者間で工程調整、協議を行い、必要に応じて設計変更などの措置を講じておりまして、今後も適切に取り組んでいきたいと考えております。

2番目の価格高騰についてでございます。

価格高騰につきましては、工事請負契約書においてスライド条項——全体スライド、単品スライド、インフレスライドを定め、受注者は契約金額の変更を請求できることとしております。これによりまして、スライド条項の適用条件を満たした上で発注者との協議が整えば、契約金額の変更は可能となっております。受注者からスライド条項に基づく請求を受けました場合は、適切に対応してまいります。

【高柳契約調整技術担当課長】 同じく価格高騰につきましても受注者負担の御要望がありましたので、そこについてお答えさせていただきます。

公共調達におきましては、受注者と発注者とは対等との考えの下、通常合理的な範囲を超える価格の変動につきましては、契約当事者の一方のみに、その負担を負わせることは適当

でなく、受注者と発注者とで負担を分担すべきものであると考えております。受注者負担額の撤廃については、こうした受発注者のリスク分担の考え方から慎重な対応が必要と考えてございます。引き続き、スライド条項を適切に運用し、物価変動などへ適切に対応してまいります。

【大藤機械技術担当課長】 それから、6の1)の設計図書の精度向上についてでございます。

現場施工を円滑に進めるためには、工事間で整合の取れた設計図書が重要と考えております。設計図書の作成に当たりましては、各業種間で図面を突合し整合を図るなど、引き続き精度向上に取り組んでまいります。

2番目の設計変更への対応についてでございます。

工事の品質を確保し、施工を円滑に進めていくためには、受注者と発注者が迅速に意思疎通を図ることが重要と考えております。このため、受注後の工事現場において、例えば予見していなかった問題が生じた場合、速やかに受発注者間で協議を進め、円滑な施工を行えるように対応してまいりました。今後とも受発注者間の円滑な意思疎通を図るよう努めてまいります。

【臼田契約調整担当課長】 都側からの回答につきましては以上となります。

それでは、ここからはお時間の限りで意見交換とさせていただきたいと思っております。これを踏まえまして、御意見や御発言をいただければと思っております。

まず初めに、入札監視委員会の委員の皆様から何か御意見、御発言等ございますでしょうか。

【堀田部会長】 堀田ですけれども、よろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 堀田先生、お願いいたします。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

資料の5ページ真ん中のほうですけれども、この専任要件について、この記載のとおり、最近、3,500万から4,000万円以上の引上げということになったわけなのですけれども、御会のほうでは4,000万円以上から建築工事と同様の8,000万円以上に引上げを要望されているというお話がございました。

この専任要件については、金額の引上げもそうですけれども、同時に現場専任技術者の兼任を可能にする諸制度ですとか、あるいは営業所専任技術者の兼任を可能とする諸制度というのと同じタイミングで始まってございます。こういったことを活用しても、なお4,000万円から8,000万円、この間の請負工事金額の実態について専任要件を課すことがなかなか難しいというような現状がもしおありだとすると、その詳細について教えていただけないでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、東空衛の皆様の方から何か。

【中上渉外委員会副委員長】 副委員長の中上です。

今言われた、例えば4,000万の工事で上限の工事を請け負ったときに、専任で1人を配置

するような形になるのですけれども、工事期間が例えば1年で4,000万というのがあった場合に、会社の経営として1年間で4,000万の工事を1人に当てるとというのが非常に負担になって、本来なら、今、1人の1年間の施工高というのは1億近くあるのですね。それが本来、1億仕事をできるのが4,000万に制限されて非常に効率が悪い仕事に入ってしまうという印象があります。工期が例えば半年であればいいのです。4,000万であろうが、結構準備からすると1年ぐらいの工期になる物件が多くて効率が悪いと。そういう意味では建築と同じ金額にさせていただく、技術者の配置も同じような形になるのをお願いしたいという意味です。

【堀田部会長】 先ほど申し上げましたのは、専任要件の緩和、つまり仮に1人の技術者が2つの現場を持てるようになるという、そういう条件が随分緩和されたのですけれども、そういった条件をもってしても、なおなかなか状況がよくなるということでしょうかという趣旨でした。

【中上涉外委員会副委員長】 例えば2つ兼任できるというのは地域性がある、現場が非常に近いという条件が付加されているのですけれども、そういったことがなかなかある物件がないということですね。近くで仕事できて、移動がそんなに時間がかからないよというのが2つ兼任できる条件、同一敷地内とか、そういう条件に当てはまらないと、それが活用できないと。例えば営業所の主任技術者が兼任できるという分に関しても、条件が非常に厳しいということです。それに該当する2つ兼務できる物件はなかなかないということです。現実的に少ないと思われま。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 そのほか委員の皆様から何か御意見ございますでしょうか。

【斉藤委員】 よろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 斉藤先生、お願いします。

【斉藤委員】 本日は、ありがとうございました。私のほうからは、6ページの4)の計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）、ここの部分について伺いたいと思います。

これまで貴会からも業界の御要望として、こうした発注・竣工時期の平準化という御要望が行われてきたと記憶しておりまして、また先ほど東京都のほうからも御回答として、改善に向けて様々な取組をされていると伺いました。

こうした東京都の様々な取組をもってしても、業界としてこうした御要望があるということは、まだまだ平準化が不足だろうということなのかと思うのですが、業界として現状をどういうふうに御覧になっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、いかがでしょうか。

【中上涉外委員会副委員長】 今言われたように、東京都のほうでは平準化が大分進んできていると思っております、昔に比べたら本当によくなってありがたい話だと思っておりますが、まだまだ平準化という、もっともっとまだお願いしたいという意味のことですかね。いろいろと意見については少しずつ変わってきているのかなという印象は受けます。

【斉藤委員】 それは発注する部局によって違っているというような御趣旨になるのですか。どういうふうに現状ではあるものなんでしょうか。

【中上渉外委員会副委員長】 今まででは年度末に偏って発注されていたと思うのですが、徐々に平準化されてきた印象はあります。

【斉藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【仲田委員】 仲田です。

【臼田契約調整担当課長】 仲田先生、お願いいたします。

【仲田委員】 質問をする前に、スピーカーが割れてほとんど聞こえないような状況なので、次回からこのやり方を改善していただきたいなと思っています。それが1つ。

もう一つは質問ですが、5ページですか、混合入札方式の①ですが、設備業種では総合評価方式に関しての案件が拡大していないと。前回も都のほうから、総合評価方式を積極的に対応するよう通知するというお話があったと思うのですよね。対応されていると思うのですけれども、現実には拡大していないという部会の報告がありましたので質問です。なぜ拡大しないのか、その点に関して都ないし業界からのお答えをいただきたいと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、事務局の高柳からお答えさせていただきたいと思っています。

総合評価方式なのですけれども、言うまでもなく目的としては品質確保ということで、我々がかねてから導入しているところでございます。この総合評価においては、やはり一定の実績を確認していくということがございますので、あるいは受注者の資料も用意していただかないとという負担も配慮いたしまして、1,000万円以上で定例的によく発注しているような例えば一般土木ですとか、建築ですとか、そうした主要業種について我々は適用するというようなことで、各局、全庁を挙げて運用しているところでございます。

まず、総合評価なのですけれども、我々としてはこうした技術的な課題を有していたりという案件については、この総合評価を積極的に使っていかうとしてございまして、年にもよるのですけれども、大体2割から3割程度、この総合評価の案件を適用して発注してございます。

一方、設備工事においても、主要業種として総合評価を運用しているところでございます。年によってばらつきがあるのですが、大体1割から2割程度、こうした設備業種においても総合評価については適用しているところでございます。

さらに拡大できないかというお話かなとは思いますが、我々としては、先ほど申し上げたように、基本的には技術的な課題を有している、あるいは品質をより確保していく必要がある工事について、工事を発注する部局において必要かどうかということをしつかり判断して適用していくと。

また、どんどんやればいいではないかという話については、やはり総合評価は過去の実績を評価していくということになって、場合によっては新規に東京都の入札に参加していただく方々の足かせといいましようか、支障にもなりかねないということがありますので、そ

うしたバランスも見ていく必要もあろうかと。

したがって、我々としては、そうした品質確保が必要かどうかということ判断しながら適用していくことが必要だと考えてございます。ただ、一方で、今回、こうしたような形で御要望も受けてございますので、引き続き品質確保にそぐう案件については、総合評価を積極的に適用していくように各局のほうには促してまいりたいと考えてございます。

【仲田委員】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは続きまして、東京空調衛生工業会さんから、これまでのお話も含めて何か御発言等ございましたら、お願いいたします。

【清水渉外委員会委員長】 そしたら、今お話がありました件なのですが、当協会としましては地元の会社さんの技術的な育成とか、あとは先ほどありました、今、施工高がかなり民間の工事なんかは計画が大型化しておりますので、JVを組んだときには、かなり施工の分担的なもので、より入札に参加しやすくなるというような環境が整ってくると思います。1者では難しいのですが、JVを組んだときに施工の体制が取りやすいという形もあります。

あとは、都市部ではなくて、少し離れたところも含めてですけれども、地元の会社さんとJVを組んだ場合に、その後の竣工のアフターフォローですとか、あとはその後の竣工後のちょっとした改修工事とか、地元の会社さんが、そこで施工参加をしていると、その現場もよく分かっていますし、あとは緊急の事態でも駆けつけやすいということで、当協会としては、できれば総合評価方式のJVを組んだ加点方式を拡充していきたいと。そういうお願いを込めましてお願いさせていただいております。

【高柳契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。先ほど我々の総合評価の適用については、品質確保というのが一番の目的だということでお伝えさせていただきましたが、引き続き、こうした今の御要望も踏まえまして、そぐう案件には積極的に適用するように、我々としてもまた全庁に周知をしてみたいと考えてございます。

【中上渉外委員会副委員長】 具体的な要望になるかと思うのですが、5ページの働き方改革の推進についてで、下から3行目のところになるのですが、働き方改革によって改修工事の施工についての配慮について具体的にお願いたいの、近年改修工事が増えている中で、居ながら工事というのが結構ありまして、居ながら工事というのが、夜間工事であったり、業務の休みの日にやれとかいう条件が入ってくるのです。それが結構、受注者側の負担になっている状況です。

例えば夜間工事をやっているのに、昼間に打合せがどうしてもあるよとか、そういった負担があるのと、そういう意味では居ながら工事、居抜き工事を計画から考えていただくといった誘導をして、人がいないところでやるという制約をなくしていただくことが働き方改革につながって、休めるとか、残業しなくていいというのが出てくると思うのですね。その辺も、そういう意味では御検討いただけないかなという御要望です。

【大藤機械技術担当課長】 質問、ありがとうございます。今のお話で、先ほども申しま

したように、改修工事におきましても、もちろん施工条件とか施設管理者側の要望等も考慮した上で、設計内容、工事内容を決めて発注しているところではございますが、実際、工事が始まると、予定外の内容があったりということで、その辺で現場としてはいろいろな御苦労があるのかなと考えておりますので、そういったことも引き続き情報収集等して、よりいい内容となるように改善を図ってまいりたいと考えております。

【中上渉外委員会副委員長】 ありがとうございます。

【清水渉外委員会委員長】 あと1点よろしいですか。東空衛の清水です。

あと、ページで言うと、私どもの資料では3なので、大きな5ページの重ねて働き方改革。これと私どもの業界では働き方改革を2024年から積極的に進めなくてはいけないのですが、東京都におかれましても、1)の週休2日モデルを発注していただいておりますが、どうも業者間で調整して週休2日を推進しなさいというような形に今なっているようです。現場のヒアリングもしなければいけないのですけれども。そうすると、業者間ですと、いろいろ建築業者さんとか、電気業者さんとか、私、設備業者、いろいろ事情がありますし、工期が延びてしまうと経費もかかってしまいますので、最初から東京都さん、発注者さん側から完全に週休2日の適用ということで、発注者さん主導で進めていただくと、より進みやすいとか、現場に浸透しやすいと思っておりますので、これも要望させていただきました。

【大藤機械技術担当課長】 どうも貴重な御意見、ありがとうございます。今の御意見を踏まえまして、これからも監督におきましても、よりいい現場になるように工事を行ってまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

【酒井入札契約制度検討PT委員】 1つだけお聞きさせていただいてもよろしいでしょうか。

私、酒井と申します。東京都のランクでいうと、130番ぐらいの会社でございます。ですから、大きな会社さんに比べれば、社員数も少ないですし、当然、現場員も少ないのですけれども、今日この要望書には特にはうたってはおりませんが、東京都さんのほうで女性活用方式というのですか、女性の技術者を採用していただいているモデル工事というのを年間幾つかお出しになられていると思うのですけれども、その人数が少ない中で、私どもも少ない中でも何人か女性の社員、技術部の社員がおるのですが、どうしても人が足りなくて、そういう女性を投入せざるを得ないというようなときも、これからはますます出てくると思います。

その中で東京都様のほうで、女性活用モデル工事というのですか、それが年間発注量の中でどれぐらいおありになるのか、また1年に何本もお出しになられている中で実際の活用状況といいますか。男ばかりの中に女性が入りますので、当然、更衣室も別ですし、トイレも別、それは当たり前のことだと思うのですけれども、その中で今までおやりになった中で、特に問題となるようなことがあったのかどうか。今までも検討はしたのですが、どうしても建築現場というのは男社会で、当然建築さんも我々も、いろいろな業種の者が出入りす

る中で、若い社員をその中に入れるのは一つ躊躇するといいますか、そういうことがありました。ですから、特に今までそういう問題があったのかどうか。いや、順調にしていますよと。その辺の状況をお聞きしたいと思ひまして、すいません、伺わせていただきました。よろしくお願ひいたします。

【大藤機械技術担当課長】 ありがとうございます。件数については、今、手元にないのて具体的には申し上げられないのですが、発注に当たっては、御存じのとおり、ホームページで女性活用工事については公表しているところでございます。

また、現場での課題というのは、現在のところは何かあったということは聞いておりませんので、順調にいつているものと考えております。

【酒井入札契約制度検討PT委員】 ありがとうございます。

【和泉副会長】 副会長の和泉と申します。いつも大変ありがとうございます。

このような意見交換会は、国土交通省様の関東地方整備局様ともさせていただいておひまして、前回、こういう会の席でお話しさせていただいたのは、先ほども地方自治体の発注が、ある意味では建築会社さん一括の方向の案件も大変多いと伺ひます。1つは、国交省さんでも、また国の仕事でもPFI事業とか、デザインビルドという形で設計段階からゼネコンさん中心にと。そうなりますと、私たちは下請工事という形で仕事をさせていただくのてすが、ここに集まっている我々なんかは、公共工事に対してはしっかり会社の事業として取り組んでいこうと。そういう意味の中で、ゼネコンさんの下でも施工させていただいていますけれども、ただ発注方式がゼネコンさん経由だったから官公庁の実績に認められないというのは、現場の技術者からすれば、会社の代表として公共工事を頑張ってきましたと。頑張ってきた、でも実績が同様の例えば庁舎だとか、体育館だとか、病院だとか、そういうように一括だから認められないという現実があると思うのです。

その辺、もう少し解釈をしていただけると、公共工事に対して、多分、設備会社もそうですし、電気会社さんもそうだと思いますけれども、そこら辺は同様な要望をさせていただいていますので、引き続き一つの要望という形で今後検討していただければ、公共工事に取り組む会社よりも現場の所長さんが、また現場で働く作業員の人たちが、次もまた公共工事を成し遂げて次の資格を自分たちがつかんだ、そういうことのある意味では喜びにも感じると思ひますので、ぜひそういう下請だからという表現ではなく、公共工事の下請の場合とはいう位置づけで、何かもう少し条件の緩和をお願ひしたい、また検討していただければなと思ひております。以上です。

【高柳契約調整技術担当課長】 先ほど御回答は、我々事務局のほうから差し上げたところでございますが、重なるところもありますが、お話しさせていただきたいと思ひます。

当然、下請事業者として受けた仕事をしっかりとこなしていただくような技術力の高い会員の方々などはいっぱいいらっしゃると思ひます。一方で、我々は入札に当たって、そうした技術力をどうやって客観的に確認していくかとなってきたときに、我々としては実績で確認していくというのが大事だろうと思ひています。

そうした一つの確認の仕方としまして、下請事業者と元請事業が当然いるわけなのですが、元請、下請で求められる施工能力は同じではないだろうと我々としては思っておりまして、下請事業者の場合は、元請の指導監督を受けながら専門の業種ですとか工種について施工していくという形になっていくのかなと思っております。

また、一方で元請事業者は、工事全体を通じて多くの下請事業者を指導監督していきながら、品質管理、工程管理等を総合的にやっていくというような性質があるかなと思っております。また、他業種との調整もあれば、発注者との協議などもあると。こうしたような工事全体の調整をしていくというのが元請事業者の特有のといえるでしょうか、そうしたような履行を図っていく特徴があるかなと思っております。

こうした特徴の違いがございますので、我々はあくまでも契約の相手方は元請になってくるということもありますので、これまで元請の施工実績が適切だろうと考えてございまして、これまで運用してきているところでございます。

いただいたようなお話を我々はどこまで、現段階では慎重に考えなければいけないかなと、品質確保にも関わってくるということがございますが、引き続きどういふことができるか考えていきたいと考えてございます。以上でございます。

【白田契約調整担当課長】 最後でよろしいでしょうか。

【野口専務理事】 ぎりぎりになって申し訳ありませんけれども、要望いたしましたページで資料の4ページの分離発注方式についてなのですが、東京都のほうで原則この方式を採っていただくということで大変ありがたいのですが、これは前回も前々回も、多分お話しさせていただいていると思うのですが、実際の都内で、具体的な市名は言いませんけれども、市役所の新築工事であるとか、改修工事であるとか、そういった大規模な工事に当たって、一括発注が当然のように行われているという実態があるわけですね。具体的に例えば財務局さんのほうで、どのようにそういった区市のほうに働きかけをされているのか、あればお願いしたいのですけれども。

あとはもう一点、要望事項の7ページ、価格高騰に伴うスライド条項の件なんですけれども、ここに数量表示で一括明示されたものについては、この中にも労務単価、材料単価の表示があるので、スライドの算出対象に加えていただきますようお願いしているのですけれども、こちらを少し具体的な回答をいただいていたので、御検討になるのかもしれませんが、御回答のほどよろしくお願いたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは2点、今、御質問といたしまして、お話しただきまして、まず前者のほうの都内の他自治体へのお話なんです、我々は我々で当然、東京都の中で契約制度を作って運用しています。都内の各自治体においては、それぞれの自治体でどのように契約手続、契約制度を作っていくかということは、自らのお考えの中でお作りになって運用なさっていると我々は認識しておりまして、我々が直接指導するような、正直言うと、なかなかそういう立場ではないというところはございます。

ただ、我々としては官公需法などもございますので、そういう形に沿ってしっかり分離・

分割を引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

【大藤機械技術担当課長】　　続きまして、スライド条項において一式明示された点でございますが、いわゆるここに書かれていますのは、除外されるようなことがあるというようなお話なんです、我々としては別に除外はしておりませんので、同じように対象となります。ただ、ここに書かれていますのは専門工事ということで、その特性上、少し手間がかかるようなことがあるのかなというのは認識しておりますが、いずれにしましても、先ほど回答しましたように、申請があれば適切に対応したいと考えております。

【野口専務理事】　　どうもありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】　　それでは、時間もかなり迫ってまいりましたので、最後に電子契約の関係で、電子調達担当課長の三浦から1件御報告させていただきたいと思えます。

【三浦電子調達担当課長】　　電子調達担当課長の三浦と申します。よろしくお願ひいたします。

私から1点、御案内を差し上げたいと思えます。

東京都では、昨年11月からですけれども、事業者の皆様の利便性の向上と業務負担の軽減を図るために、財務局契約案件の一部ではございますけれども、電子契約サービスの試行運用を開始いたしました。

電子契約サービスでございますけれども、今まで紙の契約書で実施しておりました押印ですとか、また提出に係る移動ですとか郵送、こういったものを電子上で実施するので、事務手続の時間短縮につながることで、あとは収入印紙の添付が不要になるなどのメリットがございますので、事業者様にとってもかなりメリットがあるものだと考えてございます。

来年度以降、財務局案件だけでなく、各局の案件ですとかそういったものに、順次ではございますけれども、どんどんと拡大していく予定でございますので、その際にはぜひ御活用いただければと存じます。

詳細につきましては、東京都の電子調達システムホームページのほうを御覧いただければと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

【臼田契約調整担当課長】　　それでは、お時間となりましたので、閉会に当たりまして経理部長の五十嵐より御挨拶を申し上げたいと思えます。

【五十嵐経理部長】　　本日は、限られた時間ではございましたけれども、東京空調衛生工業会の皆様からは大変貴重な現場からの生の声をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。

また、入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、様々な角度から御意見を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

本日、皆様からいただいた御意見等を参考にしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用していくよう努めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

こういった機会、またコロナ等も、下火になっているかどうかというのは分かりませんが、いろいろと規制も緩和されてきたところもありますので、引き続きこうした場を設けさせていただいて、皆様と意見交換させていただければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして、東京空調衛生工業会様と東京都財務局との意見交換会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —